

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海田町は、公的給付の支給等の事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

広島県海田町長

## 公表日

令和7年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。  (1) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯への給付金の支給事務 (2) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (3) 令和5年度 住民税均等割非課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (4) 令和6年度 新たに住民税非課税となる世帯への給付事務 (5) 令和6年度 定額減税しきれないと見込まれる方への給付事務 (6) 令和6年度 総合経済対策に基づく住民税非課税世帯一世帯当たり3万円及び子ども1人当たり2万円の給付金の支給事務 (7) 令和7年度 定額減税しきれないと見込まれる方への給付事務(不足額給付)
③システムの名称	1 低所得者支援及び定額減税補足給付金管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 中間サーバー 4 情報提供NWS
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)低所得者支援及び定額減税補足給付金管理ファイル(低所得者支援及び定額減税補足給付金管理システムDB)	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表の135の項  2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第1項第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 社会福祉課 電話:082-823-9207 ファックス:082-823-9627
-----	---

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 社会福祉課 電話:082-823-9207 ファックス:082-823-9627
-----	---

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由	
--------	--

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1,000人以上1万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		公金受取口座の照会、税情報の照会のいずれにおいても、別の職員による2回以上のチェックを行い、別人情報との相違などが発生しないよう対策を行っている。

## 9. 監査

実施の有無 [ ○ ] 自己点検 [      ] 内部監査 [      ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・照会用の業務PCは2要素認証による職員識別を行わないとログインができない仕組みにしている。ログイン後のシステム操作についてもログが残るため、故意の目的外情報照会への抑止としている。 ・業務システムにおいて、照会の際に職員自ら「特定個人情報を利用する業務」を選択させた上でないと照会が行えない仕組みとしている。 ・照会結果を印刷し、別の職員に確認させる手順とし、照会する職員の誤り防止の意識付けとしている。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。  (1) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯への給付金の支給事務 (2) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (3) 令和5年度 住民税均等割非課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。  (1) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯への給付金の支給事務 (2) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (3) 令和5年度 住民税均等割非課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (4) 令和6年度 新たに住民税非課税等となる世帯への給付事務 (5) 令和6年度 定額減税しきれないと見込まれる方への給付事務	事前	
令和6年5月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の101の項  2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第74条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の135の項  2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第74条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)による法令上の根拠の変更に合わせて更新。
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供NWSによる情報連係 ②法令上の根拠	・番号法第19条第1項第8号 別表第二の121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) 第59条の4(別表第二における情報照会の根拠)	・番号法第19条第1項第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号)(以下、情報提供省令表)情報提供省令表の160の項及び第162条	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年6月9日法律第48号)及び関連主務省令(官報 令和6年5月24日号外第124号によって公示)による法令上の根拠の変更に合わせて更新。
令和7年1月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。  (1) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯への給付金の支給事務 (2) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (3) 令和5年度 住民税均等割非課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (4) 令和6年度 新たに住民税非課税等となる世帯への給付事務 (5) 令和6年度 定額減税しきれないと見込まれる方への給付事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。  (1) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯への給付金の支給事務 (2) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (3) 令和5年度 住民税均等割非課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (4) 令和6年度 新たに住民税非課税等となる世帯への給付事務 (5) 令和6年度 定額減税しきれないと見込まれる方への給付事務 (6) 令和6年度 総合経済対策に基づく住民税非課税世帯一世帯当たり3万円及び子ども1人当たり2万円の給付金の支給事務	事前	
令和7年1月7日	I 関連情報 4. 情報提供NWSによる情報連係 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日 デジタル庁・総務省令第9号)(以下、情報提供省令表)情報提供省令表の160の項及び第162条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表160の項及び第162条	事後	誤記修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯への給付金の支給事務 (2) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (3) 令和5年度 住民税均等割非課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (4) 令和6年度 新たに住民税非課税等となる世帯への給付事務 (5) 令和6年度 定額減税しきれないと見込まれる方への給付事務 (6) 令和6年度 総合経済対策に基づく住民税非課税世帯一世帯当たり3万円及び子ども1人当たり2万円の給付金の支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯への給付金の支給事務 (2) 令和5年度 住民税均等割のみ課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (3) 令和5年度 住民税均等割非課税世帯の子育て世帯への加算給付金の支給事務 (4) 令和6年度 新たに住民税非課税等となる世帯への給付事務 (5) 令和6年度 定額減税しきれないと見込まれる方への給付事務 (6) 令和6年度 総合経済対策に基づく住民税非課税世帯一世帯当たり3万円及び子ども1人当たり2万円の給付金の支給事務 (7) 令和7年度 定額減税しきれないと見込まれる方への給付事務(不足額給付)</p>		
令和7年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の135の項	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表の135の項	事後	字句の修正